

2024年11月吉日

JCCG 正会員、病院会員各位

JCCG 理事長 真部 淳

JCCG 疾患委員会委員公募について

JCCG 疾患委員会委員任期が 2025 年 3 月末で終了します。つきましては、委員の公募を致しますので、小児がんに対する化学療法、外科療法、放射線療法等の集学的治療に経験が豊富な先生方の委員への自薦をお願いいたたく存じます。

尚、JCCG 専門委員会の各疾患担当者は原則として専門委員会からの推薦とし、立候補の必要はありません。ご不明の点は各専門委員会委員長にご確認下さい。

選考方針および定款施行細則第 8 条 6 項の応募条件をご確認いただき、2025 年 1 月 6 日（必着）までに奮って応募を宜しくお願いいたします。

<選考方針>

1. 公募とし、自薦のみとする。
2. 疾患委員会の兼任は 2 つまでとする。2 つに応募する場合は優先順位を付けて下さい。
3. 疾患委員会委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

データセンター、検体保存センター、および専門委員会からの推薦の各疾患担当者は原則として立候補の必要はありません。

4. 疾患委員会委員の定年は満 65 歳の 3 月末であるため、応募者の年齢は 64 歳未満（2025 年 4 月 1 日時点）とする。

<公募期間>

2024 年 11 月 5 日～2025 年 1 月 6 日（必着）

<提出方法および提出先>

Web 登録を行い、応募用紙をメール添付にて提出下さい。

- ①Web 登録は下記 URL よりお願いいたします。

<https://forms.gle/icC15SpQnQvyhZks5>

- ②応募用紙送付先（2025 年 1 月 6 日必着）

E-mail : admini@jccg.jp

<選考方法および通知>

選任委員会により委員の選任を行い、理事会（2月開催予定）承認を経て、3月中に通知を行う。

【参考】

<JCCG 疾患委員会>

固形腫瘍分科会

- ・神経芽腫委員会・腎腫瘍委員会・肝腫瘍委員会・横紋筋肉腫委員会
- ・ユーイング肉腫委員会・脳腫瘍委員会・胚細胞腫瘍委員会

血液腫瘍分科会

- ・ALL 委員会、・再発 ALL 委員会、・AML 委員会、・CML 委員会、・リンパ腫委員会、
- ・HLH/LCH 委員会、・JMML 委員会、・TAM 委員会

※補足

ALL 委員会委員の応募について、お知らせがあります。

ご存じのとおり、ALL 委員会は ALL 小委員会、乳児小委員会、Ph1 小委員会からなり、3 つの小委員会が協力体制を取りつつ、臨床試験の立案等は各小委員会が責任を持って遂行しています。

従いまして、委員の選考に当たっては各小委員会の必要人数も考慮したうえで行う方針です。

ALL 委員会委員に応募される場合は、希望される小委員会を記載の上、応募してください。

小委員会は2つまで兼ねられますので、2 つの小委員会に希望される場合は第一希望と第二希望をご記入ください。

なお小委員会 2 つに参加されても委員会委員としては 1 つにカウントされますので、

ALL 委員会以外にもう 1 つの疾患委員会に応募可能です。

<定款施行細則 Ver. 7.6 第 8 条 6 項（抜粋）>

6. 各委員会の委員、委員長、副委員長は下記の方法で選任する。

1) 疾患委員会の委員選任は下記の要項にしたがう。

1-1) 委員は公募により選出する。

1-2) 委員は、運営委員会で選任した疾患委員選任委員会によって公募者の中から選出される。疾患委員選任委員会は理事長、運営委員長、副運営委員長、固形腫瘍分科会代表 1 名、血液腫瘍分科会代表 1 名から構成される。

1-3) 委員は疾患委員選任委員会が推薦し、理事会で承認し、運営委員会及び総会で報告する。

~~1-4) 委員の定数は、原則として 20 名以内とする。~~（2024 年 12 月 19 日の理事会承認後削除予定）

1-5) 委員は下記の条件を満たすものとする。

- ① その専門領域の臨床及び研究に携わっていること。
- ② 日本小児血液・がん学会会員であること。
- ③ 所属施設が病院会員であること。
- ④ 基本領域学会の専門医であること。

- 1-6) 委員長は、必要に応じて 1-2)、1-3)、1-5)の規定に関わらず委員を推薦することができる。
- 1-7) データセンターと検体保存センターの共同研究者は、委員長の依頼に応じて委員会に出席できる。
- 1-8) 委員長は委員の中から互選で推薦し、理事会で承認し、運営委員会及び総会で報告する。
- 1-9) 委員長は委員の中から 1~2 名の副委員長を指名することができる。副委員長の任期は委員長の任期に準じる。
- 1-10) 委員長の任期は 2 年とし、再任は 2 回までとする。
- 1-11) 委員の任期は 2 年間とし、4 月 1 日~2 年後の 3 月 31 日までとする。
再任は妨げない。委員を任期途中で交代した場合は、新規委員は前委員の残り任期期間を 1 期とする。
- 1-12) 委員の定年は満 65 歳の 3 月末とする。
- 1-13) 委員会は、それを構成する委員の半数以上の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。